

● 介護保険利用者負担減免に係る基準の整備について

【趣旨】

介護保険における利用者負担割合については、本人や世帯の所得状況により 1 割、2 割又は 3 割となるが、災害等の事情がある場合には、介護保険法第 50 条及び第 60 条の規定において、減免が行えることが規定されている。

減免割合は 100 の 90（2 割又は 3 割の場合は、100 分の 80 又は 100 分の 70）を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合となっているが、現在、当市においては当該減免に係る規程等が整備されていない状況となっている。

減免割合については、同規定以外の基準はないものと考えられ、市町村により減免割合は異なっている。

当市の保険料については、介護保険条例第 16 条に基づく保険料減免に関する事務取扱が、印西市介護保険料の減免に関する事務取扱要綱（令和 2 年告示第 142 号）において定められている。

このことから、基本的には当市における保険料の減免割合を基準として、他市町村の状況等を調査の上、早急に規程の整備を行いたいと考えている。

【参考】

介護保険法

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第 50 条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 90 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 80」とあるのは、「100 分の 80 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 70 を超え 100 分の 100 以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

(介護予防サービス費等の額の特例)

第 60 条 (略) ※介護予防サービス費に係る同内容の規定

印西市介護保険料の減免に関する事務取扱要綱（令和2年7月7日告示第142号）

最終改正:

改正内容:令和2年7月7日告示第142号 [令和2年7月7日]

○印西市介護保険料の減免に関する事務取扱要綱

令和2年7月7日告示第142号

印西市介護保険料の減免に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、印西市介護保険条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第16条の規定による保険料の減免（以下「減免」という。）の取扱いに関し、印西市介護保険事業実施規則（平成13年規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（減免基準）

第2条 減免を行うときは、別表に規定する基準により減免額を算定するものとする。

2 前項の場合において、納付義務者が別表に規定する2以上の区分に該当するときは、いずれか減免割合の大きい区分を適用するものとする。

（減免の対象となる保険料）

第3条 減免の対象となる保険料は、減免の申請を行った日以後に到来する当該年度の納期に係る保険料について減免する。ただし、条例第16条第2項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。

（減免の申請等）

第4条 減免を受けようとする者は、規則に定める介護保険料減免申請書（規則別記第52号様式）に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付して条例第16条第2項に定める日までに市長に申請しなければならない。

- （1）収入申告書（別記第1号様式）
- （2）収支状況申告書（別記第2号様式）
- （3）資産保有状況申告書（別記第3号様式）
- （4）扶養親族等申告書（別記第4号様式）
- （5）資産等調査同意書（別記第5号様式）
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（減免の取消し）

第5条 納付義務者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、保険料の減免の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）減免を受けた納付義務者の資力の回復その他事情の変化により減免することが不相当であると認められるとき。
- （2）偽りの申請、その他不正行為により減免を受けたと認められるとき。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第2条)

1 条例第15条第1項第1号に該当する場合

前年の合計所得金額	損害割合	減免割合	減免対象保険料	添付書類	摘要
500万円以下世帯	20%以上 50%未満	50%	当該年度分の災害発生日以後に到来する納期に係る保険料	1 罹災証明書(火災の場合は火災証明書) 2 収入申告書 3 補填される金額の明細書 4 資産等調査同意書	保険金、損害賠償等により補填された金額は、損害金額から控除する。
	50%以上	100%			
750万円以下世帯	20%以上 50%未満	25%			
	50%以上	50%			
1,000万円以下世帯	20%以上 50%未満	12.5%			
	50%以上	25%			

2 条例第15条第1項第2号に該当する場合

前年の合計所得金額	減少割合	減免割合	減免対象保険料	添付書類	摘要
300万円以下世帯	50%以上	80%	当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険料	1 収入申告書 2 診断書 3 資産等調査同意書	当該年中の所得見込額には、非課税所得(失業保険金、遺族年金等)を含む。
	70%以上	90%			
	90%以上	100%			
500万円以下世帯	50%以上	60%			
	70%以上	70%			
	90%以上	80%			
700万円以下世帯	50%以上	40%			
	70%以上	50%			
	90%以上	60%			

3 条例第15条第1項第3号に該当する場合

前年の合計所得金額	減少割合	減免割合	減免対象保険料	添付書類	摘要
300万円以下世帯	50%以上	80%	当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険料	1 収入申告書 2 資産等調査同意書 3 解雇通知書、退職証明書等	1 自己都合で退職した場合は除く。 2 当該年中の所得見込額には、非課税所得(失業保険金、遺族年金等)を含む。
	70%以上	90%			
	90%以上	100%			
500万円以下世帯	50%以上	60%			
	70%以上	70%			
	90%以上	80%			
700万円以下世帯	50%以上	40%			
	70%以上	50%			
	90%以上	60%			

4 条例第15条第1項第4号に該当する場合

前年の合計所得金額	農作物による収入額の減少割合	減免割合	減免対象保険料	添付書類	摘要
300万円以下世帯	50%以上	80%	当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険料	1 収入申告書 2 資産等調査同意書 3 農作物の被害額を証明する書類	1 当該年中の収入は、農作物の減収価格から農業災害補償法によって支払われるべき農作物共済額を含む。 2 農業所得以外の所得が400万円を超える者は除く。
	70%以上	90%			
	90%以上	100%			
500万円以下世帯	50%以上	60%			
	70%以上	70%			
	90%以上	80%			
700万円以下世帯	50%以上	40%			
	70%以上	50%			
	90%以上	60%			

5 条例第15条第1項第5号(介護保険法第63条に規定する者)に該当する場合

減免割合	減免対象保険料	添付書類	摘要
100%	当該減免事由が生じた日の属する月から事由の消滅した日の属する月の前月までの保険料	1 在監証明書等	拘禁期間が2ヶ月を超える場合に限る

6 条例第15条第1項第5号(生活が著しく困窮し特に減免を必要とするとき)に該当する場合

実収入平均月額	減免割合	減免対象保険料	添付書類	摘要

基準生活費(生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)に規定する基準生活費)以下	100%	当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険料	1 収支状況申告書 2 資産保有状況申告書 3 扶養親族等申告書 4 資産等調査同意書	次のすべてに該当する者 1 世帯全員が非課税であること。 2 市町村民税課税者に扶養されていないこと。 3 資産等を活用してもなお生活が困窮している状態にあること。
基準生活費の1倍を超え1.1倍以下	90%			
基準生活費の1.1倍を超え1.2倍以下	80%			